

宮運整第85号の6
令和4年5月26日

宮城県自動車車体整備協同組合理事長 殿

国土交通省
東北運輸局宮城運輸支局長
(公印省略)

「不正改造車を排除する運動」の実施について

日頃、国土交通行政に対し、ご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。
不正改造車については、これまでも「不正改造車を排除する運動」を中心に、街頭検査等のあらゆる機会をとらえ、その排除に努めてきたところです。

しかしながら、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められております。

特に、マイカーに改造を施したことにより保安基準に不適合となったもののその認識のないまま運行の用に供している自動車使用者、車検時には保安基準に適合させつつ車検後に不正改造を行う施工事業者、更にはそのような不正改造車について検査での合格を強要する悪質な事業者がいる状況となっています。

このような状況に鑑み、国土交通省では、令和4年度においても、関係省庁、自動車関係団体等の協力のもと、全国的に不正改造車の排除のための諸活動をなお一層強力に取り組むこととしています。

つきましては、貴団体におかれましても傘下団体及び事業者に対し、別添の実施要領に基づき、積極的に不正改造車の排除に努めていただきますよう適切なご指導をお願いいたします。

なお、本年6月1日(水)から6月30日(木)までの1ヶ月間を「不正改造車排除強化月間」として設定することとしましたので、ご協力をいただきますよう、併せてお願いいたします。

※ポスター及びチラシについては別途送付致します。